

物 品 売 買 契 約 書

1. 品 名 ○○○○
2. 数 量 一式
3. 金 額 ￥000,000－（内、消費税￥00,000－）
4. 仕 様 仕様書のとおり
5. 引 渡 場 所 国立研究開発法人物質・材料研究機構 ○○地区
6. 代金納入期限 請求書による
7. 履 行 期 限 2023年 月 日
8. 契約保証金 免除

上記物品の購入について、売主を甲とし、買主を乙として、次の条項によってこの売買契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

2022年 月 日

甲 茨城県つくば市千現1-2-1
契約担当役
国立研究開発法人物質・材料研究機構
総務部門長 齋藤 潔

乙 ○○県○○市○○1-2-3
株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○○○

物品売買契約条項

(総 則)

第1条 乙は、甲の指示に従い、売払価格（以下「代金」という。）を納入して第3条に定める期限までに売払物品（以下「物品」という。）を引き取るものとする。

(代金の納入)

第2条 乙は、甲の発行する請求書に基づき、代金を納入しなければならない。

(物品引取期限)

第2条 乙は、履行期限までに物品を引き取るものとする。ただし、物品の引き取りは、前条に示す代金の納入後に行うものとする。

(引取の経費)

第4条 物品の引取に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(保証)

第5条 甲は、乙に対し、物品の品質及び性能の保証は一切しないものとする。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、第4条の規定により物品を引き取るまでは、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(危険負担)

第7条 この契約の締結のときから物品の所有権移転のときまでにおいて、当該物品が甲乙双方の責に帰することができない理由により、消滅又は毀損したときは、甲に対して代金の減免を請求することができるものとし、当該物品の所有権移転のときから引渡のときまでにおいて、当該物品が甲の責に帰することができない理由により消滅又は毀損したときは、納入済みの代金の返還を請求することができないものとする。

(名称等の抹消)

第8条 乙は、物品を第三者に譲渡する場合には、甲の名称その他甲所有の旨を表す表示を適正かつ完全に抹消するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の事実及び本契約の履行に際し、知り得た相手方の一切の情

報を決して第三者に開示又は漏洩してはならない。

(定めのない事項)

第10条 この契約について定めのない事項及び甲・乙間の紛争又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して解決するものとする。

(紛争の処理)

第11条 この契約について紛争が生じ、円満な解決ができない場合は、日本の法令の定めるところにより処理するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、水戸地方裁判所とする。